

鈴鹿市訓令第 9 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市広報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市広報発行規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市広報発行規程（昭和 2 8 年鈴鹿市規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
第 3 条 広報は、毎月 <u>1 回</u> 発行する。ただし、必要により臨時に発行し、 <u>又は休刊することができる。</u>	第 3 条 広報は、毎月 <u>2 回</u> 発行する。ただし、必要により臨時に発行し <u>又は変更休刊</u> することができる。
第 4 条 <u>広報は、市内の全世帯及び市長が必要と認める者に無償で配布する。</u>	第 4 条 <u>広報は発行の都度、市内各戸に無償配付する。その他市長が必要と認めたものに無償配付する。</u>
<u>2 前項の規定による配布は、次に掲げる方法により行うものとする。</u> <u>（1） 自治会を通じてその加入世帯に配布する方法</u> <u>（2） 市のホームページ等に掲載する方法</u> <u>（3） 市が指定する公共施設等に配置する方法</u> <u>（4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法</u>	

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。